

ジメトモルフ (案)

1. 品目名：ジメトモルフ (Dimethomorph)

2. 用途：殺菌剤

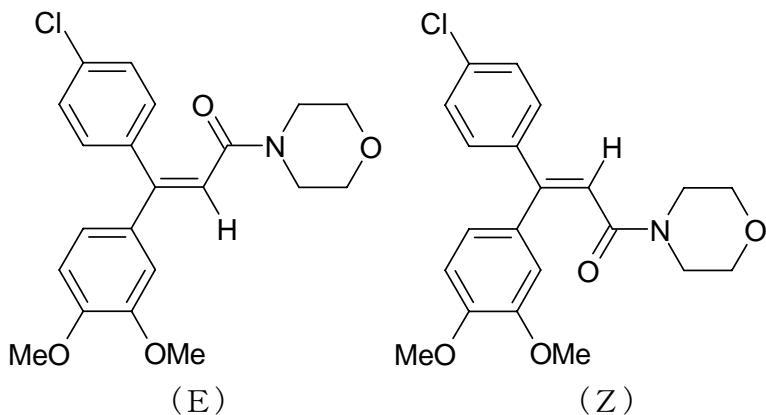
ケイ皮酸誘導体殺菌剤である。本剤は、菌体の細胞壁の形成を阻害することにより、作用すると考えられている。

3. 化学名：

(E, Z)-4-[3-(4-chlorophenyl)-3-(3, 4-dimethoxyphenyl)acryloyl]morpholine
(IUPAC)

(E, Z)-4-[3-(4-chlorophenyl)-3-(3, 4-dimethoxyphenyl)-1-oxo-2-propenyl]morpholine (CAS)

4. 構造式及び物性



原体中組成 E : Z ≈ 40 : 60 ~ 50 : 50

分子式 C₂₁H₂₂C1N0₄

分子量 387.9

水溶解度 47 mg/L(E体)、11 mg/L(Z体) (20°C)

分配係数 $\log_{10} \text{Pow} = 2.63$ (E体)、 2.73 (Z体) (20°C)

(メーカー提出資料より)

5. 適用病害虫の範囲及び使用方法

本薬の適用病害虫の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名となっているものについては、今回農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

なお、本剤は以前の改正において、申請者から、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づき、レタス及びたまねぎに設定されている残留基準の変更が要請されたことから、海外における使用方法も記載している。

(1) 国内における使用方法

①50.0%ジメトモルフ水和剤

作物名	適用 病害虫名	希釀 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ジメトモルフ を含む農薬の 総使用回数
ばれいしょ	疫病	1000～ 2000 倍	100～300 L/10a	収穫 14 日前まで	3 回以内	散布	3 回以内
きゅうり	べと病	2000 倍		収穫前日まで			
トマト	疫病			収穫 60 日前まで	2 回以内		
小粒種ぶどう	べと病	200～700 L/10a		収穫 30 日前まで	2 回以内		
大粒種ぶどう							

②15.0%ジメトモルフ・58.8%塩基性塩化銅水和剤

作物名	適用 病害虫名	希釀 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ジメトモルフ を含む農薬の 総使用回数	銅を含む 農薬の総 使用回数
ばれいしょ	疫病 軟腐病	400～ 600 倍	100～300 L/10a	収穫 14 日前まで	3 回以内	散布	3 回以内	—
きゅうり	べと病	600～ 800 倍		収穫前日まで				
はくさい		1000 倍	150～300 L/10a	収穫 14 日前まで				
キャベツ				収穫前日まで				
メロン	疫病	600～ 800 倍	100～300 L/10a	収穫前日まで				
トマト				収穫 7 日前まで				
ミニトマト		1000 倍	150～300 L/10a	収穫 14 日前まで				
たまねぎ	白色疫病 べと病	600 倍	100～300 L/10a	収穫 7 日前まで				
ねぎ				収穫 14 日前まで				
あずき	茎疫病	600 倍	100～300 L/10a	収穫 7 日前まで				
だいす	べと病		150～300 L/10a	収穫前日まで				
えだまめ	茎疫病							
ぶどう	べと病	600 倍	200～700 L/10a	収穫 60 日前まで	2 回以内	散布	2 回以内	—
かぼちゃ	べと病 疫病	1000 倍	100～300 L/10a	収穫 3 日前まで	3 回以内		3 回以内	

②15.0%ジメトモルフ・58.8%塩基性塩化銅水和剤(つづき)

作物名	適用 病害虫名	希釀 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ジメトモルフ を含む農薬の 総使用回数	銅を含む 農薬の総 使用回数
すいか	褐色腐敗病	1000 倍	100~300 L/10a	収穫 7 日前まで	3 回以内	散布	3 回以内	—
なす			200~400 L/10a					

③12.0%ジメトモルフ・50.0%マンゼブ水和剤

作物名	適用 病害虫名	希釀 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ジメトモルフ を含む農薬の 総使用回数	マンゼブを 含む農薬の 総使用回数	
すいか	褐色病 敗病	1000 倍	100~300 L/10a	収穫 7 日前まで	3 回以内	散布	3 回以内	7 回以内	
トマト	疫病	750~ 1000 倍		収穫前日まで	2 回以内		2 回以内	10 回以内 (無人ヘリ散 布は 3 回以内)	
ばれいしょ		500~ 1000 倍		収穫 14 日前まで	3 回以内		3 回以内		
きゅうり	べと病	150 倍		収穫前日まで			3 回以内		
たまねぎ	べと病	750~ 1000 倍		収穫 7 日前まで	3 回以内		5 回以内		
	白色疫病	1000 倍		収穫 30 日前まで			3 回以内		
ねぎ	べと病			収穫 30 日前まで	1 回		1 回		
はくさい	茎疫病	500 倍	150~300 L/10a	収穫 30 日前まで	3 回以内		3 回以内		
あずき	べと病	750 倍		収穫 60 日前まで			2 回以内 (開花後は 1 回以内)	2 回以内 (開花後は 1 回以内)	
だいす	茎疫病	収穫 60 日前まで		2 回以内			2 回以内		
大粒種ぶどう (露地栽培)	べと病	750~ 1000 倍	200~700 L/10a	収穫 60 日前まで	2 回以内		2 回以内		
小粒種ぶどう (露地栽培)				開花前まで			2 回以内		
ぶどう (施設栽培)				収穫 30 日前まで	2 回以内		2 回以内		
みかん	褐色腐敗病	750 倍	200~700 L/10a	収穫 30 日前まで	2 回以内		2 回以内	4 回以内	

(2) 米国における使用方法

作物名	適用 病害虫名	使用量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法
球根野菜	ベと病 (頭部及び葉)	0.224kg/ha	収穫当日まで	5回以内	散布
レタス					

6. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

ジメトモルフ (E体及びZ体)

② 分析法の概要

試料をアセトンで抽出後、溶媒を留去する。残液に飽和食塩水を加え、ジクロロメタンに転溶する。フロリジルカラムで精製し、高速液体クロマトグラフ（紫外分光光度型検出器）でE体及びZ体を分離定量する。

定量限界 0.004～0.02 ppm

(2) 作物残留試験結果

① ばれいしょ

ばれいしょ（塊茎）を用いた作物残留試験(2例)において、50%水和剤の1,000倍希釀液を計3回散布（150L/10a）したところ、散布後14～21日の最大残留量^{注1)}はそれぞれ以下のとおりであった。

E体 : <0.01、<0.01 ppm

Z体 : <0.01、<0.01 ppm

ばれいしょ（塊茎）を用いた作物残留試験(2例)において、12.0%水和剤の150倍希釀液を計3回散布（25L/10a）したところ、散布後14～21日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。

E体 : <0.004、<0.004 ppm

Z体 : <0.005、<0.005 ppm

② ぶどう

ぶどう（小粒）（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、50%水和剤の2,000倍希釀液を計2回散布（400L/10a）したところ、散布後61または45日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。ただし、45日後の試験は、適用範囲内で実施されていない。

E体 : 1.04、0.34 ppm

Z体 : 0.62、0.25 ppm

ぶどう(小粒)(果実)を用いた作物残留試験(1例)において、50%水和剤の2,000倍希釈液を計2回散布(250~400L/10a)したところ、散布後60日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。

E体：0.28 ppm

Z体：0.16 ppm

ぶどう(小粒)(果実)を用いた作物残留試験(2例)において、50%水和剤の2,000倍希釈液を計2回散布(400L/10a)したところ、散布後60~90日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。

E体：0.68、0.16 ppm

Z体：0.70、0.16 ppm

ぶどう(大粒)(果実)を用いた作物残留試験(2例)において、50%水和剤の2,000倍希釈液を計2回散布(400L/10a)したところ、散布後30~60日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。

E体：1.32、0.64 ppm

Z体：0.74、0.43 ppm

ぶどう(大粒)(果実)を用いた作物残留試験(2例)において、50%水和剤の2,000倍希釈液を計2回散布(400L/10a)したところ、散布後59~90日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。

E体：1.01、0.27 ppm

Z体：0.83、0.24 ppm

③トマト

トマト(果実)を用いた作物残留試験(2例)において、50%水和剤の2,000倍希釈液を計3回散布(200L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。

E体：0.28、0.39 ppm

Z体：0.15、0.36 ppm

④きゅうり

きゅうり(果実)を用いた作物残留試験(2例)において、50%水和剤の2,000倍希釈液を計3回散布(200L/10a)したところ、散布後1~8日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。

E体：0.06、0.16 ppm

Z体：0.02、0.14 ppm

⑤たまねぎ

たまねぎ(鱗茎)を用いた作物残留試験(2例)において、50%水和剤の1,000倍希釈液を計3回散布(120L/10a)したところ、散布後7~20日の最大残留量は

それぞれ以下のとおりであった。ただし、これらの試験は、適用範囲内で行われていない。

E体 : <0.01、<0.01 ppm

Z体 : <0.01、<0.01 ppm

⑥はくさい

はくさい（茎葉）を用いた作物残留試験(2例)において、50%水和剤の2,000倍希釀液を計3回散布（300, 200L/10a）したところ、散布後14日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。ただし、これらの試験は、適用範囲内で行われていない。

E体 : 0.16、0.04 ppm

Z体 : 0.20、0.28 ppm

⑦葉ねぎ

葉ねぎ（茎葉）を用いた作物残留試験(2例)において、50%水和剤の2,000倍希釀液を計3回散布（200, 300L/10a）したところ、散布後14日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。ただし、これらの試験は、適用範囲内で行われていない。

E体 : 0.30、<0.01 ppm

Z体 : 0.42、0.04 ppm

⑧根深ねぎ

根深ねぎ（茎葉）を用いた作物残留試験(2例)において、50%水和剤の2,000倍希釀液を計3回散布（300L/10a）したところ、散布後14日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。ただし、これらの試験は、適用範囲内で行われていない。

E体 : 0.30、0.06 ppm

Z体 : 0.36、0.12 ppm

⑨すいか

すいか（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、50%水和剤の2,000倍希釀液を計3回散布（200L/10a）したところ、散布後7～14日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。ただし、これらの試験は、適用範囲内で行われていない。

E体 : <0.01、<0.01 ppm

Z体 : <0.01、<0.01 ppm

⑩メロン

メロン（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、50%水和剤の2,000倍希釀液を計3回散布（303, 223.2L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量

はそれぞれ以下のとおりであった。ただし、これらの試験は、適用範囲内で行われていない。

E体 : <0.01、<0.01 ppm

Z体 : <0.01、<0.01 ppm

⑪キャベツ

キャベツ（葉球）を用いた作物残留試験（2例）において、50%水和剤の2,000倍希釀液を計3回散布（200L/10a）したところ、散布後1～14日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。ただし、これらの試験は、適用範囲内で行われていない。

E体 : 0.21、0.13 ppm

Z体 : 0.27、0.12 ppm

⑫あずき

あずき（乾燥子実）を用いた作物残留試験（2例）において、50%水和剤の2,000倍希釀液を計3回散布（200L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。ただし、これらの試験は、適用範囲内で行われていない。

E体 : <0.01、0.01 ppm

Z体 : 0.08、0.06 ppm

⑬だいす

だいす（乾燥子実）を用いた作物残留試験（2例）において、50%水和剤の1,000倍希釀液を計3回散布（160, 300L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。ただし、これらの試験は、適用範囲内で行われていない。

E体 : <0.01、0.02 ppm

Z体 : <0.01、0.03 ppm

⑭えだまめ

えだまめ（花梗を除くさや）を用いた作物残留試験（2例）において、50%水和剤の1,000倍希釀液を計3回散布（180, 154～174L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。ただし、これらの試験は、適用範囲内で行われていない。

E体 : 0.72、1.74 ppm

Z体 : 1.62、2.99 ppm

⑮ミニトマト

ミニトマト（へたを除く果実）を用いた作物残留試験（2例）において、50%水和剤の2,000倍希釀液を計3回散布（200, 150～300L/10a）したところ、散布後1

～7日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。ただし、これらの試験は、適用範囲内で行われていない。

E体：0.90、0.76 ppm

Z体：0.58、0.68 ppm

⑯かぼちゃ

かぼちゃ(つる以外)を用いた作物残留試験(2例)において、15%水和剤の1,000倍希釈液を計3回散布(300 L/10a)したところ、散布後3～14日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。

E体：0.026、0.212 ppm

Z体：0.0382、0.236 ppm

⑯みかん

みかん(果肉)を用いた作物残留試験(2例)において、12%水和剤の750倍希釈液を計2回散布(550, 650 L/10a)したところ、散布後28日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。

E体：<0.0044、0.057 ppm

Z体：0.0112、0.057 ppm

みかん(果皮)を用いた作物残留試験(2例)において、12%水和剤の750倍希釈液を計2回散布(550, 650 L/10a)したところ、散布後28日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。

E体：0.516、3.64 ppm

Z体：0.666、3.22 ppm

⑰なす

なす(果実)を用いた作物残留試験(2例)において、15%水和剤の1,000倍希釈液を計3回散布(200, 400 L/10a)したところ、散布後7日の最大残留量はそれぞれ以下のとおりであった。

E体：0.018、0.060 ppm

Z体：0.024、0.078 ppm

これらの試験結果の概要については、別紙1-1を参照。

また、海外で実施された作物残留試験成績の結果の概要については、別紙1-2を参照。

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験)を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。

(参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」)

注2) 経過日数28日の試験については、本来最大使用条件下として定められた30日の試験成績の

誤差範囲内とみなし、当該試験成績を暴露評価の対象としている。

注 3) 適用範囲内で実施されていない作物残留試験については、適用範囲内で実施されていない条件を斜体で示した。

注 4) 今回分析対象となっている E 体及び Z 体については、必ずしも同一の経過日数で最大残留量が認められていないことから、別紙 1-1 の合算値と異なる。

7. 乳牛における残留試験

乳牛に対してジメトモルフをそれぞれ 0、50、150、500mg／頭／day で 28 日間にわたり経口投与し分析を行ったが、肝臓で 0.01ppm が検出された以外は乳も含めいずれにおいても検出限界未満であった。(定量限界 : 0.01ppm)

上記の結果に関連して、コーデックスにおいて乳牛及び肉牛への M T D B^{注)} を 2.3ppm、オーストラリアにおいて乳牛への M T D B を 196mg／頭／day と評価している。

注) 最大理論的飼料由来負荷 (Maximum Theoretical Dietary Burden : M T D B) : 飼料として用いられる全ての飼料品目に残留基準まで残留していると仮定した場合に、飼料の摂取によって畜産動物が暴露されうる最大量のこと。飼料中残留濃度として表示される。

(参考 : Residue Chemistry Test Guidelines OPPTS 860.1480 Meat/Milk/Poultry/Eggs)

8. 産卵鶏における残留試験

産卵鶏における移行性試験は実施されていないが、別途代謝試験が実施されている。¹⁴C で標識したジメトモルフを飼料中濃度として 40 ppm に相当する量 (1.0mg/day) を産卵鶏に対して 7 日間投与したところ、脂肪及び皮膚においてそれぞれ 0.017ppm 及び 0.01ppm 検出されが、筋肉、肝臓、腎臓及び卵において定量限界未満であった。(定量限界 : 0.01 ppm)

上記の結果に関連して、コーデックスでは M T D B を 0.5 ppm と評価している。

9. A D I の評価

食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、平成 19 年 11 月 27 日付厚生労働省発食安第 1127002 号により食品安全委員会にて意見を求めたジメトモルフに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量 : 11.3 mg/kg 体重/day

(動物種) ラット

(投与方法) 混餌投与

(試験の種類) 発がん性試験

(期間) 2 年間

安全係数 : 100

A D I : 0.11 mg/kg 体重/day

10. 諸外国における状況

JMPRにおいて毒性評価が2007年になされ、国際基準については本年のコーデックス残留農薬部会において、ブロッコリー、キャベツ等の残留基準をStep5/8に進めることが合意された。

米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてぶどう、レタス等に、オーストラリアにおいてぶどう、ねぎ等に、カナダにおいてばれいしょに、ニュージーランドにおいてぶどうに基準値が設定されている。

11. 基準値案

(1) 残留の規制対象

ジメトモルフ本体

なお、食品安全委員会によって作成された農薬評価書においては、暴露評価対象物質としてジメトモルフを設定している。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量のジメトモルフが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMD I)）のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないと仮定の下におこなった。

	TMD I / AD I (%) <small>(注)</small>
国民平均	11.8
幼小児（1～6歳）	22.9
妊婦	9.0
高齢者（65歳以上）	11.3

注) TMD I 試算は、基準値案×摂取量の総和として計算している。

ジメトモルフ作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 【E体とZ体の総和】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
ばれいしょ (塊茎)	2	50%水和剤	1,000倍散布 150L/10a	3回	14, 21日	圃場A:<0.02 圃場B:<0.02
ばれいしょ (塊茎)	2	12.0%水和剤	150倍散布 25L/10a	3回	14, 21日	圃場A:<0.009 圃場B:<0.009
ぶどう (小粒) (果実)	2	50%水和剤	2,000倍散布 400L/10a	2回	61日	圃場A:1.66 圃場B:0.59(2回、45日) (#)
ぶどう (小粒) (果実)	1	50%水和剤	2,000倍散布 250~400L/10a	2回	60日	圃場A:0.42
ぶどう (小粒) (果実)	2	50%水和剤	2,000倍散布 400L/10a	2回	60, 75, 90日	圃場A:1.38 圃場B:0.32
ぶどう (大粒) (果実)	2	50%水和剤	2,000倍散布 400L/10a	2回	30, 45, 60日 44, 58日	圃場A:2.03(2回、45日) 圃場B:0.99(2回、44日)
ぶどう (大粒) (果実)	2	50%水和剤	2,000倍散布 400L/10a	2回	59, 73, 90日 60, 75, 90日	圃場A:1.84(2回、59日) 圃場B:0.51(2回、60日)
トマト (果実)	2	50%水和剤	2,000倍散布 200L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A:0.42(3回、3日) 圃場B:0.75(3回、3日)
きゅうり※ (果実)	2	50%水和剤	2,000倍散布 200L/10a	3回	1, 4, 8日 1, 3, 7日	圃場A:0.08 圃場B:0.30
たまねぎ (鱗茎)	2	50%水和剤	1,000倍散布 120L/10a	3回	7, 12, 20日 7, 14日	圃場A:<0.02(3回、7日) (#) 圃場B:<0.02(3回、7日) (#)
はくさい (茎葉)	2	50%水和剤	2,000倍散布 300, 200L/10a	3回	14日	圃場A:0.36(3回、14日) (#) 圃場B:0.12(3回、14日) (#)
葉ねぎ※ (茎葉)	2	50%水和剤	2,000倍散布 200, 300L/10a	3回	14日	圃場A:0.72(3回、14日) (#) 圃場B:0.05(3回、14日) (#)
根深ねぎ※ (茎葉)	2	50%水和剤	2,000倍散布 200, 300L/10a	3回	14日	圃場A:0.66(3回、14日) (#) 圃場B:0.18(3回、14日) (#)
すいか (果実)	2	50%水和剤	2,000倍散布 200, 300L/10a	3回	7, 14日	圃場A:<0.02(3回、14日) (#) 圃場B:<0.02(3回、14日) (#)
メロン (果肉)	2	50%水和剤	2,000倍散布 303, 223. 2L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A:<0.02(3回、1日) (#) 圃場B:<0.02(3回、1日) (#)
キャベツ (葉球)	2	50%水和剤	2,000倍散布 200L/10a	3回	1, 7, 14日	圃場A:0.48(3回、1日) (#) 圃場B:0.25(3回、1日) (#)
あずき (乾燥子実)	2	50%水和剤	2,000倍散布 150, 200L/10a	3回	7, 14, 21日	圃場A:0.09(3回、14日) (#) 圃場B:0.07(3回、14日) (#)
だいず (乾燥子実)	2	50%水和剤	1,000倍散布 160, 300L/10a	3回	7, 14, 21日	圃場A:<0.02(3回、7日) (#) 圃場B:0.05(3回、7日) (#)
えだまめ (花梗を除くさや)	2	50%水和剤	1,000倍散布 180, 154~174L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A:2.34(3回、1日) (#) 圃場B:4.68(3回、1日) (#)
ミニトマト (へたを除く果実)	2	50%水和剤	1,000倍散布 180, 154~174L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A:1.46(3回、3日) (#) 圃場B:1.42(3回、1日) (#)
みかん (果肉)	2	12%水和剤	1,000倍散布 550, 750L/10a	2回	28日	圃場A:0.02(2回、28日) 圃場B:0.11(2回、28日)
みかん (果皮)	2	12%水和剤	1,000倍散布 550, 750L/10a	2回	28日	圃場A:1.18(2回、28日) 圃場B:6.84(2回、28日)
なす (果実)	2	15%水和剤	1,000倍散布 200, 400L/10a	3回	7日	圃場A:0.04 圃場B:0.14

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(※) 印で示した作物については、申請の範囲内で最高の値を示した括弧内に示す条件において得られた値を基準値策定の根拠とした。

最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

なお、食品安全委員会農薬専門調査会の農薬評価書「ジメトモルフ」に記載されている作物残留試験成績は、各試験条件における残留農薬の最高値及び各試験場、検査機関における最高値の平均値を示したものであり、上記の最大残留量の定義と異なっている。

ジメトモルフ海外作物残留試験一覧表

農作物	試験 圃場	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
ばれいしょ (根茎)	1	50.0%水和剤	180+360g ai/ha 散布	1+2回	49日	圃場A:<0.02(1+2回、49日) (#)
ばれいしょ (根茎)	4	50.0%水和剤	63, 66, 125, 530 +125, 132, 250, 1060 +188, 200, 375, 1600 g ai/ha 散布	2+2 +6回	25日	圃場A:<0.005(10回、25日) (#) 圃場B:<0.005(10回、25日) (#) 圃場C:<0.005(10回、25日) (#) 圃場D:0.007(10回、25日) (#)
ばれいしょ (根茎)	2	50.0%水和剤	187.5, 200, 375 g ai/ha 散布	6回	14日	圃場A:0.039(6回、14日) (#) 圃場B:0.027(6回、14日) (#) 圃場C:<0.005(6回、14日) (#) 圃場D:0.076(6回、14日) (#)
ばれいしょ (根茎)		50.0%水和剤	200g ai/ha 散布	5-6回	28, 43日	全てのサンプルにおいて≤0.01 であった。
ばれいしょ (根茎)	1	50.0%水和剤	180g ai/ha 散布	6回	14, 21, 29, 35日	圃場A:<0.01(6回、14日) (#)
ばれいしょ★ (根茎)	4	水和剤 (90g ai/L)	0.22kg ai/A 散布	7回	7日	圃場A:<0.01 (7回、7日) (#) 圃場B:<0.01 (7回、7日) (#) 圃場C:0.023 (7回、7日) (#) 圃場D:<0.010 (7回、7日) (#)
ばれいしょ★ (根茎)	4	水和剤 (90g ai/L)	0.22kg ai/A 散布	7回	7日	圃場A:0.011 (7回、7日) (#) 圃場B:<0.010 (7回、7日) (#) 圃場C:<0.010 (7回、7日) (#) 圃場D:<0.010 (7回、7日) (#)
ばれいしょ★ (根茎)	2	水和剤 (90g ai/L)	0.22kg ai/A 散布	7回	7日	圃場A:<0.01 (7回、7日) (#) 圃場B:<0.010 (7回、7日) (#)
キャベツ★ (葉) ※外葉あり	5	50.0%水和剤	224g ai/ha 散布	7回	7日	圃場A:0.14 (7回、7日) (#) 圃場B:0.25 (7回、7日) (#) 圃場C:0.40 (7回、7日) (#) 圃場D:<0.05 (7回、7日) (#) 圃場E:0.69 (7回、7日) (#)
キャベツ★ (葉) ※外葉なし	5	50.0%水和剤	224g ai/ha 散布	7回	7日	圃場A:<0.05 (7回、7日) (#) 圃場B:<0.05 (7回、7日) (#) 圃場C:0.04 (7回、7日) (#) 圃場D:<0.05 (7回、7日) (#) 圃場E:<0.05 (7回、7日) (#)
ブロッコリー★ (花蕾・花茎)	6	50.0%水和剤	224g ai/ha 散布	7回	7日 0, 3, 7, 13, 21日	圃場A:0.20 (7回、7日) (#) 圃場B:0.17 (7回、7日) (#) 圃場C:0.25 (7回、7日) (#) 圃場D:0.52 (7回、7日) (#) 圃場E:<0.05 (7回、7日) (#) 圃場F:0.53 (7回、0日) (#)
結球レタス (茎葉)	2	水和剤 (90g ai/L)	0.18, 0.36kg ai/ha 散布	2回	14, 21, 26日	圃場A:0.06 圃場B:0.08 (2回、14日) (#)
結球レタス (茎葉)	2	水和剤 (90g ai/L)	0.18, 0.36kg ai/ha 散布	2回	14, 21, 28日	圃場A:0.09 圃場B:0.43 (2回、14日) (#)
結球レタス (茎葉)	2	顆粒水和剤 (150g ai/L)	300, 600g ai/ha 散布	2回	17, 27日	圃場A:0.023 圃場B:0.015 (2回、17日) (#)
結球レタス (茎葉)	2	顆粒水和剤 (150g ai/L)	300, 600g ai/ha 散布	4回	20日	圃場A:0.080 圃場B:0.829 (4回、20日) (#)
結球レタス (茎葉)	2	顆粒水和剤 (150g ai/L)	300, 600g ai/ha 散布	2回	19, 28日	圃場A:<0.015 圃場B:<0.015(2回、19日) (#)

農作物	試験 圃場	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
結球レタス (茎葉)	2	顆粒水和剤 (150g ai/L)	300, 600g ai/ha 散布	4回	21日	圃場A:<0.015 圃場B:<0.015(4回、21日) (#)
結球レタス★ (茎葉) ※外葉あり	6	50.0%水和剤	224g ai/ha 散布	7回	0, 2, 7, 14日	圃場A:4.4 (7回、0日) (#)
				8回	0日	圃場B:1.1 (7回、0日) (#)
				7回	0, 3, 7, 14日	圃場C:1.5 (7回、0日) (#)
				7回	0日	圃場D:1.7 (7回、0日) (#)
				7回	0日	圃場E:3.6 (7回、0日) (#)
結球レタス★ (茎葉) ※外葉なし	6	50.0%水和剤	224g ai/ha 散布	7回		圃場F:6.5 (7回、0日) (#)
				8回		圃場A:0.44 (7回、0日) (#)
				7回	0日	圃場B:0.08 (7回、0日) (#)
				7回		圃場C:0.25 (7回、0日) (#)
				7回		圃場D:0.05 (7回、0日) (#)
リーフレタス★ (茎葉)	9	50.0%水和剤	224g ai/ha 散布	7回	0日	圃場E:0.20 (7回、0日) (#)
				7回		圃場F:0.64 (7回、0日) (#)
				7回		圃場G:3.5 (7回、0日) (#)
				7回	0, 3, 7, 12日	圃場H:9.1 (7回、0日) (#)
				7回		圃場I:3.1 (7回、0日) (#)
たまねぎ (鱗茎)	1	フロアブル (100g ai/L)	0.1kg ai/ha 敷布 (400 L/ha)	5回	21日	圃場A:<0.01 (#)
たまねぎ (鱗茎)	1	フロアブル (100g ai/L)	0.3kg ai/ha 敷布 (400 L/ha)	5回	21日	圃場A:0.02 (#)
たまねぎ (鱗茎)	1	フロアブル (100g ai/L)	0.9kg ai/ha 敷布 (400 L/ha)	5回	21日	圃場A:0.03 (#)
たまねぎ (鱗茎)	2	水和剤 (90g ai/L)	0.18, 0.36kg ai/ha 散布 (394, 780 L/ha)	7回	7日	圃場A:<0.02 (#) 圃場B:<0.02 (#)
たまねぎ (鱗茎)	2		180, 480g ai/ha 散布	8回	15日	圃場A:<0.02(8回、15日) (#) 圃場B:<0.02(8回、15日) (#)
たまねぎ (鱗茎)	3		150g ai/ha 散布	4回	7, 14, 21, 28日	圃場A:0.012 (4回、14日) 圃場B:0.029 圃場C:<0.010
たまねぎ (鱗茎)	1		300g ai/ha 散布	4回	7, 14, 21, 28日	圃場A:0.017(4回、7日) (#)
たまねぎ (鱗茎)	3		150g ai/ha 散布	4回	11, 16, 23, 33日	圃場A:0.022 圃場B:0.015 圃場C:0.029
たまねぎ (鱗茎)	1		300g ai/ha 散布	4回	11, 16, 23, 33日	圃場A:0.037(4回、11日) (#)
たまねぎ★ (乾燥鱗茎)	8	50.0%水和剤	224g ai/ha 散布	7回	0日	圃場A:0.131 (7回、0日) (#)
					0, 3, 7日	圃場B:0.220 (7回、0日) (#)
					0日	圃場C:0.080 (7回、0日) (#)
					0日	圃場D:0.123 (7回、0日) (#)
					0日	圃場E:0.215 (7回、0日) (#)
サラダオニオン (鱗茎・葉)	1	フロアブル (100g ai/L)	0.1kg ai/ha 敷布 (417 L/ha)	7回	7日	圃場F:0.103 (7回、0日) (#)
					7日	圃場G:0.058 (7回、0日) (#)
					7日	圃場H:0.280 (7回、0日) (#)

農作物	試験 圃場	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
サラダオニオン (鱗茎・葉)	1	フロアブル (100g ai/L)	0.3kg ai/ha 散布 (417 L/ha)	7回	7日	圃場A:0.01 (#)
サラダオニオン (鱗茎・葉)	1	フロアブル (100g ai/L)	0.9kg ai/ha 散布 (417 L/ha)	7回	7日	圃場A:0.11 (#)
ねぎ (茎葉)	4	水和剤 (90g ai/L)	0.18kg ai/ha 散布	2回	14日	圃場A:<0.05 圃場B:0.16 圃場C:0.06 圃場D:0.09
ねぎ★ (茎葉)	4	50.0%水和剤	224g ai/ha 散布	7回 8回	0日	圃場A:0.653 (7回、0日) (#) 圃場B:0.776 (7回、0日) (#) 圃場C:0.945 (7回、0日) (#) 圃場D:1.221 (7回、0日) (#)
トマト★ (果実)	5	50.0%水和剤	224g ai/ha 散布	6回	7, 14, 21日 7日	圃場A:0.17 (6回、7日) (#) 圃場B:0.074 (6回、7日) (#) 圃場C:0.064 (6回、7日) (#) 圃場D:0.16 (6回、7日) (#) 圃場E:0.22 (6回、7日) (#)
トマト★ (果実)	5	水和剤 (90g ai/L)	0.22kg ai/ha 散布	7回	7日	圃場A:<0.050 (7回、7日) (#) 圃場B:0.067 (7回、7日) (#) 圃場C:<0.050 (7回、7日) (#) 圃場D:<0.050 (7回、7日) (#) 圃場E:<0.050 (7回、7日) (#)
トマト★ (果実)	6	水和剤 (90g ai/L)	0.22kg ai/ha 散布	7回	7日	圃場A:0.444 (7回、7日) (#) 圃場B:0.0535 (7回、7日) (#) 圃場C:0.0522 (7回、7日) (#) 圃場D:0.294 (7回、7日) (#) 圃場E:0.0995 (7回、7日) (#) 圃場F:0.433 (7回、7日) (#)
ピーマン★ (果実)	8	50.0%水和剤	224g ai/ha 散布	7回	0日 6日 0日 0, 7日 0日 0, 7日 0日 0, 6日	圃場A:0.126 (7回、0日) (#) 圃場B:0.192 (7回、6日) (#) 圃場C:0.921 (7回、0日) (#) 圃場D:0.088 (7回、0日) (#) 圃場E:0.044 (7回、0日) (#) 圃場F:0.110 (7回、0日) (#) 圃場G:0.134 (7回、0日) (#) 圃場H:0.166 (7回、6日) (#)
とうがらし★ (果実)	4	50.0%水和剤	224g ai/ha 散布	7回	0日	圃場A:1.205 (7回、0日) (#) 圃場B:0.081 (7回、0日) (#) 圃場C:0.763 (7回、0日) (#) 圃場D:0.296 (7回、0日) (#)
きゅうり (果実)	1	水和剤 (90g ai/L)	225g ai/ha 散布	4回	9, 14日	圃場A:<0.01 (4回、9日) (#)
きゅうり (果実)	2	顆粒水和剤 (150g ai/L)	177~193, 236~257 g ai/ha 敷布	3回	12, 19日	圃場A:<0.02 (3回、12日) 圃場B:<0.02 (3回、12日) (#)
きゅうり★ (果実)	7	50.0%水和剤	224g ai/ha 散布	7回	0日 0, 2, 7日 0日	圃場A:0.18 (7回、0日) (#) 圃場B:0.13 (7回、0日) (#) 圃場C:0.015 (7回、0日) (#) 圃場D:0.018 (7回、0日) (#) 圃場E:0.035 (7回、0日) (#) 圃場F:0.058 (7回、0日) (#) 圃場G:0.18 (7回、0日) (#)

農作物	試験 圃場	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
ズッキー(果実)	2	水和剤 (90g ai/L)	0.18, 0.36kg ai/ha 散布 (137~497 L/ha)	4回	7, 14, 21日	圃場A:<0.02 圃場B:<0.02 (4回、7日) (#)
スカッシュ★(果実)	6	50.0%水和剤	224g ai/ha 散布	7回	0, 3, 7日 0日	圃場A:0.074 (7回、0日) (#) 圃場B:0.154 (7回、0日) (#) 圃場C:0.024 (7回、0日) (#) 圃場D:0.183 (7回、0日) (#) 圃場E:0.029 (7回、0日) (#) 圃場F:0.222 (7回、0日) (#)
メロン(果実)	2	顆粒水和剤 (150g ai/L)	270~299, 360~399 g ai/ha 敷布	3回	11, 21日	圃場A:<0.015 (3回、11日) (#) 圃場B:<0.015 (3回、11日) (#)
メロン(果実)	2	顆粒水和剤 (150g ai/L)	270~299, 360~399 g ai/ha 敷布	3回	11, 21日	圃場A:<0.015 (3回、11日) (#) 圃場B:<0.015 (3回、11日) (#)
メロン(果実)	2	顆粒水和剤 (150g ai/L)	217~270, 290~360 g ai/ha 敷布	3回	12, 21日	圃場A:<0.015 (3回、12日) (#) 圃場B:<0.015 (3回、12日) (#)
ロックメロン(果実)	2	水和剤 (90g ai/L)	0.18, 0.27kg ai/ha 敷布	4回	7, 14, 21日	圃場A:0.24 圃場B:0.39 (4回、7日) (#)
ロックメロン(果実)	2	50.0%水和剤	180, 360g ai/ha 敷布	4回	7, 14, 21, 28日	圃場A:0.03 圃場B:0.04 (4回、7日) (#)
カンタロープ★(果実)	7	50.0%水和剤	224g ai/ha 散布	7回	0日 0, 3, 7日	圃場A:0.22 (7回、0日) (#) 圃場B:0.060 (7回、0日) (#) 圃場C:0.34 (7回、0日) (#) 圃場D:0.21 (7回、0日) (#) 圃場E:0.086 (7回、0日) (#) 圃場F:0.205 (7回、0日) (#) 圃場G:0.33 (7回、3日) (#)
カンタロープ★(果実)	1	粒剤 (520g/kg)	448g/ha 敷布	7回	0, 7日	圃場A:0.012 (7回、0日) (#)
ぶどう(果実)	7	顆粒水和剤 (150g ai/L)	187.5, 375 g ai/ha 散布	8回	28日	圃場A:0.05 圃場B:0.17 圃場C:0.21 圃場D:0.18 圃場E:0.08 圃場F:0.15 圃場G:0.31
ぶどう(果実)	2	顆粒水和剤 (150g ai/L)	200g ai/ha 敷布	9回	46日	圃場A:0.15 (9回、46日) (#) 圃場B:0.17 (9回、46日) (#)
ホップ★(乾燥毬花)	3	50.0%水和剤	448g ai/ha 散布	6回	7日 6日 7日	圃場A:17.3 (6回、7日) (#) 圃場B:12.2 (6回、6日) (#) 圃場C:4.1 (6回、7日) (#)
マスターd★(葉)	8	50.0%水和剤	224g ai/ha 散布	7回	0日	圃場A:5.26 (7回、0日) (#) 圃場B:6.58 (7回、0日) (#) 圃場C:4.75 (7回、0日) (#) 圃場D:18.1 (7回、0日) (#) 圃場E:4.32 (7回、0日) (#) 圃場F:3.60 (7回、0日) (#) 圃場G:3.56 (7回、0日) (#) 圃場H:0.82 (7回、0日) (#)

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(★) これらの作物残留試験はアメリカ合衆国に対して提出がなされた作物残留試験であり、★以外の作物残留試験についてはオーストラリアに対して提出された作物残留試験である。

最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

なお、食品安全委員会農薬専門調査会の農薬評価書「ジメトモルフ」に記載されている作物残留試験成績は、各試験条件における残留農薬の最高値及び各試験場、検査機関における最高値の平均値を示したものであり、上記の最大残留量の定義と異なっている。

農薬名 ジメトモルフ

(別紙2)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
大豆 小豆類 えんどう その他の豆類	0.2 0.3	0.2 0.3	○ ○		1 1	オーストラリア オーストラリア	<0.02(#), 0.05(#) 0.09(#), 0.07(#)
ばれいしよ さといも類	0.1	0.1	○	0.05	0.02 0.5	オーストラリア アメリカ	<0.02, <0.02, <0.009, <0.009 【<0.005(#)～ 0.076(#)(n=19)】
はくさい キャベツ	2.0 2	2.0 2.0	○ ○	2	2.0 2.0	アメリカ アメリカ	【米国のキャベツ、 ブロッコリーを参 照】 0.48(#), 0.25(#) ブロッコリーを参 照】
芽キャベツ	2.0	2.0			2.0	アメリカ	【米国のマスターード の葉を参照】
ケール	20	20			20.0	アメリカ	【米国のマスターード の葉を参照】
こまつな	20	20			20.0	アメリカ	【米国のマスターード の葉を参照】
きょうな	20	20			20.0	アメリカ	【米国のマスターード の葉を参照】
チングンサイ	20	20			20.0	アメリカ	【米国のマスターード の葉を参照】
カリフラワー ブロッコリー	2.0 1	2.0 2.0		1	2.0 2.0	アメリカ アメリカ	ブロッコリーを参 照】
その他のあぶらな科野菜	0.02	20		0.02	20.0	アメリカ	
レタス	10	10		10	10.0	アメリカ	【<0.015(#)～ 9.1(#)(n=30)】
たまねぎ	2.0	2.0	○		2.0	アメリカ	<0.02(#), <0.02(#) 【<0.010(#)～ 0.037(#)(n=15)(た まねぎ), <0.01(#), 0.01(#), 0.11(#)(サ ラダオニオン)】 (葉ねぎ)、0.66(#), 0.18(#)(根深ねぎ) 【0.653(#)～ 1.221(#)(n=4) / <0.05～0.16 (n=4)】
ねぎ にんにく その他のゆり科野菜	2 2.0 2.0	2 2.0 2.0	○		2.0 2.0 2.0	アメリカ アメリカ アメリカ	【米国のねぎを参照】 【米国のねぎを参照】
トマト	3	3	○	1	1.5	アメリカ	0.42, 0.75(トマト)、 1.46(#), 1.42(#)(ミニト マト) 【<0.050(#)～ 0.444(#)(n=16)】 【0.044(#)～ 0.921(#)(n=8)】
ピーマン	1	1.5		1	1.5	アメリカ	0.04, 0.14 【米国のトマト、ピーマ ン、とうがらしを参照】
なす	1	1.5	○	1	1.5	アメリカ	【0.081(#)～ 1.205(#)(n=4)(とう がらし)】
その他のはす科野菜	1	1.5		1	1.5	アメリカ	
きゅうり	0.7	0.7	○	0.5	0.5	アメリカ	0.08, 0.30(\$) 【<0.01(#)～ 0.18(#)(n=10)】
かぼちや	1	1	○	0.5	0.5	アメリカ	0.06, 0.448(\$) 【<0.02(#)～ 0.222(#)(n=8)】 【米国のきゅうり・かぼ ちや・カンタロープを参 照】
しろうり	0.5	0.5		0.5	0.5	アメリカ	<0.02(#), <0.02(#) 【米国のきゅうり・か ぼちや・カンタロー プを参照】
すいか	0.5	0.5	○	0.5	0.5	アメリカ	<0.02(#), <0.02(#) 【0.03～0.39(#)(n=4) (ロックメロン)、 0.012(#)～0.34(#) (n=8)(カンタロープ) / <0.015(#)(n=6)(メロ
メロン類果実	0.5	0.5	○	0.5	0.5	アメリカ	

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外國 基準値 ppm		
まくわうり	0.5	0.5		0.5	0.5	アメリカ	【米国のきゅうり・かぼちゃ・カントラープを参照】
その他のうり科野菜	0.5	0.5		0.5	0.5	アメリカ	【米国のきゅうり・かぼちゃ・カントラープを参照】
オクラ えだまめ	1 10	10	○	1			2.34(#), 4.68(#)
その他の野菜	10			10	6.0	アメリカ	
みかん	0.5		申				0.02, 0.11(\$)
いちご	0.05			0.05			
ぶどう	5	5	○	2	3.5	アメリカ	1.66, 0.59(#), 0.42, 1.38, 0.32, 2.03, 0.99, 1.84, 0.51 【0.05~0.21(n=9)】
パイナップル	0.01			0.01			
その他の果実	1	1.5		1	1.5	アメリカ	
その他のオイルシード					0.02	オーストラリア	
ホップ	80	60		80	60	アメリカ	【17.3(#), 12.2(#), 4.1(#)]
その他のスパイス	15	1.5	申		0.02	オーストラリア	1.18, 6.84(\$)(みかんの果皮) 【0.82(#)~18.1(#)(n=7)(マスターの葉)】
その他のハーブ	20	20			0.5	オーストラリア	
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01	0.01	オーストラリア	
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01	0.01	オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01	0.01	オーストラリア	
牛の脂肪	0.01	0.01					
豚の脂肪	0.01	0.01					
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01					
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01	0.01	オーストラリア	
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01	0.01	オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01	0.01	オーストラリア	
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01	0.01	オーストラリア	
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01	0.01	オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01	0.01	オーストラリア	
牛の食用部位	0.01	0.01		0.01	0.01	オーストラリア	
豚の食用部位	0.01	0.01		0.01	0.01	オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部位	0.01	0.01		0.01	0.01	オーストラリア	
乳	0.01	0.01		0.01	0.01	オーストラリア	
鶏の筋肉	0.01			0.01			
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01			
鶏の脂肪	0.01						
その他の家きんの脂肪	0.01						
鶏の肝臓	0.01			0.01			
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01			
鶏の腎臓	0.01			0.01			
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01			
鶏の食用部分	0.01			0.01			
その他の家きんの食用部分	0.01			0.01			
鶏の卵	0.01			0.01			
その他の家きんの卵	0.01			0.01			
とうがらし(乾燥させたもの)	5			5			
干しぶどう	5			5	6.0	アメリカ	

国際基準であるCodex基準については、本年のコーデックス残留農薬部会において、ジメトモルフに係る残留基準がStep5/8に進めることで合意されたことから、採用することとした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

【】で示した結果等については、海外で実施された作物残留試験成績を示した。

注1)ぶどう及びトマトについては、品種の相違による偏差を考慮し、作物残留量の高い大粒ぶどう及びミニトマトの作物残留試験成績を基準値策定の根拠とした。

注2) (\$)で示したねぎ、きゅうり、かぼちゃ、みかん及びみかんの果皮の作物残留試験成績は、作物残留試験成績のばらつきを考慮し、最大残留値を基準値策定の根拠とした。

(別紙3)

ジメトモルフ推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品群	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
大豆	0.2	11.2	6.7	9.1	11.8
小豆類	0.3	0.4	0.2	0.0	0.8
はれいしょ	0.1	3.7	2.1	4.0	2.7
はくさい	2.0	58.8	20.6	43.8	63.4
キャベツ	2	45.6	19.6	45.8	39.8
芽キャベツ	2.0	0.2	0.2	0.2	0.2
ケール	20	2.0	2.0	2.0	2.0
こまつな	20	86.0	40.0	32.0	118.0
きょうな	20	6.0	2.0	2.0	6.0
チンゲンサイ	20	28.0	6.0	20.0	38.0
カリフラワー	2.0	0.8	0.2	0.2	0.8
ブロッコリー	1	4.5	2.8	4.7	4.1
その他のあぶらな科野菜	0.02	0.0	0.0	0.0	0.1
レタス	10	61.0	25.0	64.0	42.0
たまねぎ	2.0	60.6	37.0	66.2	45.2
ねぎ	2	22.6	9.0	16.4	27.0
にんにく	2.0	0.6	0.2	0.2	0.6
その他のゆり科野菜	2.0	1.8	0.2	0.2	3.6
トマト	3	72.9	50.7	73.5	56.7
ピーマン	1	4.4	2.0	1.9	3.7
なす	1	4.0	0.9	3.3	5.7
その他のなす科野菜	1	0.2	0.1	0.1	0.3
きゅうり	0.7	11.4	5.7	7.1	11.6
かぼちゃ	1	9.4	5.8	6.9	11.5
しろとうり	0.5	0.2	0.1	0.1	0.4
すいか	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
メロン類果実	0.5	0.2	0.2	0.1	0.2
まくわうり	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のうり科野菜	0.5	0.3	0.1	1.2	0.4
オクラ	1.0	0.3	0.2	0.2	0.3
えだまめ	10	1.0	1.0	1.0	1.0
その他の野菜	10	126.0	97.0	96.0	122.0
みかん	0.5	20.8	17.7	22.9	21.3
いちご	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
ぶどう	5	29.0	22.0	8.0	19.0
バイナップル	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の果実	1	3.9	5.9	1.4	1.7
ホップ	80	8.0	8.0	8.0	8.0
その他のスパイス	15	1.5	1.5	1.5	1.5
その他のハーブ	20	2.0	2.0	2.0	2.0
陸棲哺乳類の肉類	0.01	0.6	0.3	0.6	0.6
陸棲哺乳類の乳類	0.01	1.4	2.0	1.8	1.4
家禽の肉類	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2
家禽の卵類	0.01	0.4	0.3	0.4	0.4
計		692.0	397.5	548.9	676.0
ADI比 (%)		11.8	22.9	9.0	11.3

TMDI : 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

高齢者については畜産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

(参考)

これまでの経緯

- 平成 9年 1月 31日 初回農薬登録
- 平成 17年 11月 29日 残留基準告示
- 平成 18年 5月 8日 農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡（小豆、かぼちゃ等）
- 平成 18年 5月 23日 厚生労働大臣より食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
- 平成 18年 5月 25日 第144回食品安全委員会（要請事項説明）
- 平成 18年 7月 18日 厚生労働大臣より食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について追加要請
- 平成 18年 7月 20日 第153回食品安全委員会（要請事項説明）
- 平成 18年 10月 10日 第1回農薬専門調査会確認評価第一部会
- 平成 18年 10月 16日 第5回農薬専門調査会幹事会
- 平成 18年 12月 25日 第3回農薬専門調査会確認評価第一部会
- 平成 19年 2月 7日 第10回農薬専門調査会幹事会
- 平成 19年 2月 22日 食品安全委員会における食品健康影響評価（案）の公表
- 平成 19年 4月 5日 第179回食品安全委員会（報告）
- 平成 19年 4月 5日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
- 平成 19年 4月 11日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
- 平成 19年 4月 24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
- 平成 19年 5月 31日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
- 平成 19年 10月 1日 薬事・食品衛生審議会から答申
- 平成 19年 10月 26日 残留基準の告示
- 平成 19年 10月 30日 農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡（みかん）
- 平成 19年 11月 27日 厚生労働大臣より食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
- 平成 19年 11月 29日 第217回食品安全委員会（要請事項説明）
- 平成 20年 3月 5日 第37回農薬専門調査会幹事会
- 平成 20年 3月 13日 第230回食品安全委員会（報告）
- 平成 20年 3月 13日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
- 平成 20年 4月 10日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
- 平成 20年 5月 23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
井上 松久	北里大学副学長
○ 大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斎藤 貢一	星葉科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子	元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
志賀 正和	元独立行政法人農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害 防除部長
豊田 正武	実践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授
山内 明子	日本生活協同組合連合会組織推進本部 本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授
鰐渕 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○ : 部会長)

答申（案）

ジメトモルフ

食品名	残留基準値 ppm
キャベツ	2
ブロッコリー	1
その他あぶらな科野菜(注1)	0.02
ピーマン	1
なす	1
その他なす科野菜(注2)	1
オクラ	1
その他の野菜(注3)	10
みかん	0.5
いちご	0.05
パイナップル	0.01
その他の果実(注4)	1
ホップ	80
その他のスパイス(注5)	15
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん(注6)の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
とうがらし(乾燥させたもの)	5
干しうどう	5

(注1)「その他あぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他なす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注4)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注5)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パブリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注6)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。